

# プラスチック・ビニール類の分別にご協力を！

ごみと資源物を分別することは、ごみの減量とともに、資源物の有効利用にもつながります。しかし、せっかく分別されたものも、出し方が適正でないと、ごみとして処理されたり、十分にリサイクルされなかったりすることがあります。

プラスチック・ビニール類として出せるもの及び出すときのルールを以下にまとめましたので、今一度ご確認ください。

## ■プラスチック・ビニール類として出せるもの（例）

- プラスチック製の袋（お菓子の袋・レジ袋 など）
- キャップ・ラベル（ペットボトルのキャップ・ラベル など）
- 食品の容器（弁当の容器・インスタント食品の容器 など）
- パック・カップ（卵パック・納豆のカップ など）
- 食品トレイ（魚の入ったトレイ など）
- その他（食品用ラップフィルム、発砲スチロール など）

**※1辺の長さが30センチを超えるものは、粗大ごみとして出してください。**



## ■プラスチック・ビニール類を出すときのルール

- ① 容器・パック類、トレイなど汚れている場合は、軽く洗い流したり、古布で拭き取るなど、汚れを落としてから出してください。  
（目安は指で触って汚れが付かない程度であればOKです。）  
また、お菓子の袋などは、軽くはたいて中を空にしてから出してください。
- ② 透明又は半透明の袋（中身の見えるレジ袋など）を使用してごみ集積所に出してください。  
（可燃ごみ専用袋（ピンク色）・不燃ごみ専用袋（オレンジ色）及び他市町村の指定袋は使用できません。）

※プラスチック・ビニール類として出されたごみの中にも、適正に分別されていなかったり、異物が混入していたりする場合があります。一人一人のちょっとした心掛けがごみの減量につながりますので、市民の皆様のご協力をお願いします。

問合せ先 環境経済部クリーンセンター

☎043-432-8527